

高山市告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明

記

指定納付受託者の名称及び住所	飛騨信用組合 高山市花岡町1丁目13番地1
指定をした日	令和8年3月18日
指定納付受託者に納付させる歳入	・ 市民課及び税務課における証明書等発行手数料 ・ 高山市位山交流広場のリフト等使用料 ・ 生活環境課所管の産業廃棄物処理場使用料及び一般廃棄物処理手数料
指定納付受託者に歳入を納付させる期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで